

横浜市一般介護予防事業の実施に関する要綱

制 定 平成28年3月23日 健高在第1306号（局長決裁）

最近改正 令和2年3月30日 健地包第716号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、地域支援事業実施要綱（平成28年1月15日老発0115第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づき、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として実施する横浜市一般介護予防事業（以下「事業」という。）に関して必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 横浜市の第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者とする。

（事業の種類及び内容）

第3条 事業の種類は、次の各号に掲げるものとする。

（1）介護予防把握事業

- ア 地域診断の実施等
- イ 閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者の把握

（2）介護予防普及啓発事業

- ア 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布
- イ 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演会や相談会の開催健康教育等の実施
- ウ 介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等の開催
- エ 介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を管理するための媒体等の配布

（3）地域介護予防活動支援事業

- ア 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、連絡会等の実施
- イ 介護予防に資する多様な地域活動組織の育成及び支援
- ウ 元気づくりステーション事業

（4）一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から介護予防・日常生活支援総合事業全体を評価することとし、その評価結果に基づき事業全体の改善を図る。

（5）地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するため、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者を派遣するのは次に掲げるとおりとする。

ア 区の保健師が定期的に関与している地域の介護予防に資するグループ等ヘリハビリテーション専門職を派遣し、評価、指導及びグループの適性にあつた活動内容の提案などを実施

イ 地域ケア会議等ヘリハビリテーション専門職を派遣し、ケアマネジメント支援を実施
ウ その他、健康福祉局長が派遣が適当と認めた内容

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は横浜市とする。

2 事業の運営については、第1条に掲げる目的を達成することができ、継続的かつ安定的な事業運営が可能な法人（以下「運営法人」という。）に委託し、実施することができるものとする。

(従事者)

第5条 この事業の従事者は、各区福祉保健センター職員又は、運営法人における事業従事者とし、事業の実施にあたっては、介護予防に必要な知識を有する専門職等の協力を得るものとする。

(利用料)

第6条 事業の利用料は原則無料とする。

(事業経費)

第7条 事業の経費として、横浜市は予算の範囲内において負担する。

(運営法人の責務)

第8条 運営法人は、事業を効果的に実施するため、行政機関、福祉・保健・医療の関係者等と連携し、地域のニーズ把握や情報の収集・提供に努めるとともに、サービスの充実に努めるものとする。

(実績報告)

第9条 福祉保健センター長は、本事業の実施状況について横浜市一般介護予防事業実績報告書（第1号様式）により健康福祉局長あてに報告するものとする。

2 運営法人は、一般介護予防事業全体に係る利用実績等について、健康福祉局長が定めた期日までに福祉保健センター長に報告するものとする。

(業務指導)

第10条 福祉保健センター長は、事業が効果的に行われるため、運営法人に対し、企画運営等に必要事項について助言及び指導を行うものとする。

2 福祉保健センター長は、業務の適正な実施を図るため、運営法人が行う業務の内容を調査し、必要な措置を講ずるものとする。

(介護予防に関する人材を育成するための研修等の実施)

第11条 健康福祉局長及び福祉保健センター長は、事業従事者に対し、運営する上で必要な知識及び技術、その他介護予防に関する情報を提供する場をもつことに努めるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業の従事者は、収集した個人情報について、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月25日横浜市条例第6号）に基づき、適切に取り扱うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市介護予防普及啓発活動支援事業実施要綱（平成19年3月13日施行）及び横浜市介護予防事業の実施に関する要綱（平成24年3月30日施行）は、平成28年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

年 第 月 号 日

健康福祉局長

福祉保健センター長

令和 年度 横浜市一般介護予防事業実績報告書

令和 年度 一般介護予防事業(第 四半期)の実績について、次のとおり報告します。

添付書類

- 介護予防把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 元気づくりステーション事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 介護予防普及強化業務委託

区福祉保健センター
担 当：
電 話：
FAX：